

( 仮 称 ) 厚 沢 部 風 力 発 電 事 業  
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の  
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令 和 6 年 5 月

厚 沢 部 風 力 開 発 株 式 会 社

(白紙のページ)

# 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	5

(白紙のページ)

## 第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和 6 年 2 月 29 日（木）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告 [ 別紙 1 参照 ]

令和 6 年 2 月 29 日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・北海道新聞（朝刊）
- ・函館新聞（朝刊）

※令和 6 年 3 月 12 日（火）、3 月 13 日（水）、3 月 14 日（木）、3 月 15 日（金）に開催する説明会についての公告を含む。

##### ② 広報による公告 [ 別紙 2 参照 ]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報あっさぶ 3 月号
- ・広報えさし 3 月号

##### ③ 町内会へのチラシ配布 [ 別紙 3 参照 ]

- ・江差町小黒部地区町内会に個別チラシ配布

##### ④ インターネットによるお知らせ [ 別紙 4 参照 ]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道のウェブサイト
- ・厚沢部町のウェブサイト
- ・当社のウェブサイト

### (3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎 3 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

#### ① 地方公共団体庁舎

- ・ 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課                   : 北海道檜山郡江差町字陣屋町 336-3
- ・ 厚沢部町役場   : 北海道檜山郡厚沢部町新町 207
- ・ 江差町役場   : 北海道檜山郡江差町字中歌町 193-1

#### ② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://data.jwd.co.jp/info/assabu/>

### (4) 縦覧期間

令和 6 年 2 月 29 日（木）から令和 6 年 4 月 1 日（月）までとした。

地方公共団体庁舎は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

### (5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 2 名であった。

（内訳）北海道檜山振興局保健環境部環境生活課	0 名
厚沢部町役場	2 名
江差町役場	0 名

（参考）インターネットによる閲覧 381 件

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[ 別紙1参照 ]

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和6年3月12日（火）18時00分から19時30分まで
- ・開催場所：厚沢部町町民交流センター（厚沢部町新町181-6）
- ・来場者数：12名
  
- ・開催日時：令和6年3月13日（水）18時00分から19時30分まで
- ・開催場所：厚沢部町鶉地区研修センター（厚沢部町鶉町225-4）
- ・来場者数：6名
  
- ・開催日時：令和6年3月14日（木）18時00分から19時30分まで
- ・開催場所：厚沢部町館地域振興センター（厚沢部町館町171）
- ・来場者数：6名
  
- ・開催日時：令和6年3月15日（火）15時00分から16時00分まで
- ・開催場所：江差町小黒部寿の家（江差町小黒部町161）
- ・来場者数：6名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[ 別紙5 参照 ]

#### (1) 意見書の提出期間

令和6年2月29日（木）から令和6年4月15日（月）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は5通、意見総数は47件であった。



## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見47件であった。なお、意見は原文のままの記載としている。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	1. 基本的な考え方について ・風力発電施設(以下、風車という)の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、本方法書では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、またすべての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。	今後、方法書でお示しした調査を実施し、自然環境や周辺住民の皆様の生活環境への影響を予測・評価したうえで、必要に応じて環境保全措置を講じることで影響の回避、低減を図ってまいります。 また、生態系の保全は生態系を含めた景観の観点からも重要と考えておりますので、そのために動植物についての現況把握に努め、その結果を準備書に記載いたします。
2	・このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。	今後実施する現地調査の結果を踏まえ、自然環境への影響を最小限にできるような事業計画としてまいります。
3	・環境の保全の見地から事業の中止を求めます。	今後、現在審議いただいている方法書に基づいた現地調査を行い、予測・評価を行ってまいります。そのうえで影響を回避・低減できるよう努めてまいります。
4	2. 意見書の提出方法について ・意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。	今後、メールでの受付についても検討してまいります。
5	・インターネットによる図書の公表にあたっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。意見書の印刷およびダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会においても公開するように要望しております。	印刷や縦覧終了後の閲覧につきましては著作権などの関係から不可とさせていただいておりますが、今後検討してまいります。
6	3. 生物への影響について ・事業実施想定区域は海岸沿いに近いため、小鳥類の渡経路になっている可能性があるため、春と秋の夜間の渡りによる影響のないよう配慮すべきです。	対象事業実施区域及びその周囲の渡り鳥の利用状況について、調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。
7	・風車の設置や搬入道路の拡大・掘削により、厚沢部川やほかの河川に濁水が流出します。渡島半島の諸河川は流路が短いので、濁水や土砂が河川下流や海域に流出し、水棲生物や魚類への悪影響が危惧されます。カワシンジュガイやイバラトミヨ、カワヤツメ、サクラマス、エゾウグイ、マルタが生息しており、河口まで湿地帯の低地帯が広がっていることから、それらへの影響は必ず避けなければなりません。	工事に伴う濁水影響に関しては、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体等関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮のうえ、対策を講じた事業計画を策定いたします。また、対象事業実施区域及びその周囲の河川における魚類等水棲生物の生息状況について、調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。

(表は前ページの続き)

8	<p>4. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風車建設予定地より最寄りの住宅等まで約0.8km、配慮が特に必要な施設である「グループホーム」まで約1.4kmとあまりにも至近距離であることから、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018年石狩湾新港周辺4事業による累積的影響評価を行った結果、5km以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。また昨年、北見市常呂では風力発電7基の試運転が始まりましたが、12月の北見市議会定例議会において、風車騒音の苦情が報告されています。</li> </ul>	<p>騒音・超低周波音の影響度合いは距離だけではなく、地形や土地利用の状況によっても異なります。最寄り住宅付近、「グループホーム」付近でも現地調査を実施したうえで、地形や気象条件も考慮した予測により影響を評価し、その結果を準備書に記載いたします。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後もし、完成し稼働するようなことがあるならば、5km圏内においてモニタリング調査を行い、調査結果が様々な悪影響を与えている場合は、発電事業を中止すべきです。</li> </ul>	<p>騒音・超低周波音の調査・予測は、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により実施いたします。予測結果において不確実性が大きいと判断した場合は、事後調査としてモニタリング調査も検討いたします。</p>
10	<p>5. 景観に対する影響評価手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。該当地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても1本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1本1本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。</li> </ul>	<p>方法書においては、調査及び予測・評価の手法についてお示ししております。今後の現地調査結果を踏まえ、準備書において実施する予測及び評価においては、風力発電機の見え方に関する知見である、平成29年「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握1）」も参考といたします。</p> <p>なお、風力発電機の水平の広がりについては、評価の指標が存在しないことから、評価が難しいと考えておりますが、準備書において予測結果を適切にお示しいたします。</p>
11	<p>6. 累積的影響の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺では複数の風力発電が稼働され、また計画があり、さらに洋上風力発電が離岸距離の近い海域で計画されていることから累積的影響が懸念されます。</li> </ul>	<p>周辺の他事業による累積的な影響が懸念される場合は、当該事業の情報収集に努め、累積的影響を受けるおそれのある事業、項目を対象に検討いたします。</p>
12	<p>7. 国有林内での計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風車建設予定地は国有林内が大部分を占めており、かつ土砂流出防備保安林です。国有林は国民の財産でもあり、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地からも改変せずに守らなければならない地域と考えられることから、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。また、切土・盛土・捨土を行った後、雨水によって浸食される恐れがあり、当事業予定地の急峻な法面崩壊防止の措置は不可能です。</li> </ul>	<p>国有林、保安林における改変は関係機関と協議、調整を行ったうえで実施しますが、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地から影響をできるかぎり低減できるように事業計画を検討いたします。</p>
13	<p>8. 協議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体や山岳会など地元の団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。</li> </ul>	<p>調査結果に基づく予測及び評価結果は準備書に記載したうえで縦覧し、住民説明会でご説明し皆様のご意見を伺います。また、予測及び評価結果は北海道庁や経済産業省において客観的な審査を受けることとなっております。</p>

(表は前ページの続き)

14	9. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとはいえず、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきです。	今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計るよう努めてまいります。
15	10. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。	予測における不確実性の大きい項目については事後調査を計画し、図書に記載いたします。事後調査の結果、予測結果から乖離し甚大な環境影響が低減できていない場合は、追加の環境保全措置を検討いたします。

(意見書 2)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
16	<p>本意見書は御社が計画中の標記事業の環境影響評価の方法に対し配慮すべき項も含め意見するものである。また事業化へは多様な環境保全評価を望むものである。</p> <p>総括的事項</p> <p>(1) 事業計画区域は渡島半島南西部、厚沢部町の中心市街地に隣接。位置は太鼓山から上ノ山稜線を分ける2級河川厚沢部川支流の鶉川と安野呂川の流域中流、国有林が主で林道、河川含め概ね保安林である。厚沢部町はヒノキアスナロの北限、トドマツの南限とされブナとの混交林は丘陵の斜面に分布する。</p> <p>計画区域の丘陵が河川を分け粘板岩、泥岩や火山性角礫岩など堆積岩が表土を形成する。なお、計画区域に粘板岩と礫岩の断層面が走っている。</p> <p>計画区域一帯は東西南北に小ピークが連続する尾根にあたり、この標高150~200m丘陵線にはブナを中心に落葉広葉樹林がみられる。西側には厚沢部鳥獣保護区が市街地に近接しスキー場のある太鼓山を經由し稜線つたいに計画区域へ通じる。針葉樹の植林地はヒノキアスナロ、トドマツなど植林地も一部にある。計画区には草本としエビネ類などラン科、シラネアオイ、キッコウハグマ、コアツモリ、オクエゾサイシンなど希少種、地域個体群等が群生し生育しているとみられる。</p> <p>昆虫はムカシトンボなどトンボ類、オオクワガタなど甲虫類も各種観察され絶滅危惧種、希少種も多い。</p> <p>野鳥は流域にクマタカ、森林にクマゲラなどの大型鳥類などみられ、管理鳥獣のヒグマ、エゾシカの痕跡も多く生態系が保たれた重要な地域となっており保安林である。</p> <p>環境影響評価を実施するにあたって起伏のある地形から土石流災害、断層面や保安林機能への影響を最新の知見及び評価手法を採用し簡明となるような定量的方法を用いること。</p>	<p>地元における環境情報を共有いただきありがとうございます。頂いた環境情報も参考として、今後、現地調査を実施いたします。</p> <p>土砂災害については、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮のうえ、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。</p> <p>環境影響評価にあたっては、最新の知見及び評価手法に関して情報収集し、内容が簡明となるよう、定量的な方法を用いた予測及び評価に努めます。</p>
17	(2) 本事業は、総出力4万8千kWの風力発電	今後、方法書終了後の段階において方法書に

(表は前ページの続き)

	<p>所を設置する計画とし、12基を計画区に設置することとしていることから、環境影響を回避・低減する対策と悪影響を想定した事業損失の代償(リスクヘッジ)を事業者が関係自治体、機関、団体、住民等へ提示する必要がある。</p>	<p>記載した手法により現況の調査を行います。その際の調査結果を基に事業による環境への影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討のうえ、環境への影響を回避又は十分な低減をいたします。その結果は準備書に記載のうえ、説明会等を通じて、地元の皆様へ内容をご説明いたします。</p>
18	<p>(3)本事業に際し、重大な環境影響の項が生じ、これが回避又は十分な低減が科学的根拠をもとに示すことができない場合、かつ団体や住民との合意形成が困難な場合において、対象事業実施区域の絞り込みや事業規模の縮小はもとより事業計画そのものの見直しを行う必要がある。</p>	<p>方法書以降の調査を基に予測・評価し、影響の回避・低減を検討しますが、その結果、回避又は十分な低減が出来ない場合は配置変更・規模変更なども含めた検討を行う予定です。</p>
19	<p>2 個別的事項 (1)騒音及び超低周波音、風車の影 事業計画区域の山地に住居、作業所がある場合。特に低周波音や風車の影による健康影響を含む重大な環境影響が生じるおそれがあるので、日影図の情報等に基づいた適切な方法で調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無を評価すること。</p>	<p>超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成28年)によると、『風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。』と記載されております。しかしながら、本事業では超低周波音についても「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成12年)で定められた方法により調査を行い、予測及び評価を実施いたします。 風車の影については、影響範囲及び時間をシミュレーションによって把握し、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省、平成25年)を参考にしながら予測及び評価を実施いたします。</p>
20	<p>(2)水環境 事業計画区域内の事業にあたって鵜地区に沿い断層もあり施業で山崩れが懸念される。また林道拡幅、建設地開削などの土地改変、樹木伐採による表水、地下水の攪乱、濁水発生や土砂の流出、流亡などによる河川へ土砂流出などの負荷は少なくないと考えられることから調査で予測を行い、治水安全度の比較や濁水、陸域から海域への栄養塩の損失など近海の漁業被害も合わせ重大な環境影響の有無を早期に評価すること。</p>	<p>流域あたりの改変率を極力低減するため、今後の詳細設計にあたっては改変面積を可能な限り小さく留め、樹林の伐採範囲を極力小さく計画するよう留意して設計のうえ、濁水発生や土砂の流出、流亡、陸域から海域への栄養塩の損失による影響に配慮いたします。さらに、環境影響評価としては、工事期間中に造成等により一時的に発生する濁水に関して、調査、予測及び評価を実施いたします。 地下水への影響については、風力発電機設置場所付近で別途詳細な地質調査を行い、地下水脈が存在する深さまでの改変を回避するように留意いたします。</p>
21	<p>(3)動物 事業計画区域内ではクマガラ、クマタカ、ミサゴなどの希少猛禽類の飛翔が確認あるいは想定され、とくにクマガラと風車の衝突が大いに懸念される重要ゾーンであることから細心の調査をもって評価をすること。 また、大型獣は、エゾヒグマ、エゾシカ、エゾタヌキなどが生息し、特に人的被害の多いエゾヒグマ、農林業被害の多いエゾシカなどは事業による被圧で想定外の移動範囲、距離を生みやすい。 これらは風車事業と関連する管理道を利用し移動時間短縮、食害域を拡大することが報告されている。それら想定されることを評価すること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の希少猛禽類及びその他の鳥類の生息状況、渡り鳥の利用状況について、調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。 また、エゾシカ等の哺乳類については、対象事業実施区域及びその周囲での生息状況を調査により確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて、専門家等からの意見聴取や地元住民からの聞き取り等の内容も鑑み、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>

(表は前ページの続き)

22	<p>(4)植物、生態系</p> <p>事業計画区域内は水源涵養、崩地など保安林で占められ上ノ山(204.6m)から下鶉(159.4m)を経て意養(147.9m)がピークで林道と歩道が繋がり稜線のブナ林と林床植生が安定している。また南端にNTT中継所(188.8m)もある。林床にはエビネ、シラネアオイなどの希少草本、低木にキブシ、オオバクロモジなどが点々と存在しオオクワガタの生息も想定されるなど南方と北方の植物や甲虫類などが重なる道内でも重要な区域である。</p> <p>そのなかで風力発電設備や機材搬入路、管理道路の設置、開削はもとよりヘリ輸送などに伴う集積場や路側の掘削など土地改変での植生破壊などによる環境影響の有無とそれらの代償を評価すること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の植物相並びに植生の分布状況について調査を行い、その結果から専門家の助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。</p> <p>なお、風力発電機ヤードや搬入道路等の造成については、既存の林道を利用する等、改変面積を可能な限り最小限に抑え、改変による植物の重要な種及び植生への影響を極力低減するよう検討いたします。</p>
23	<p>(5)景観</p> <p>事業計画区域は国道から近く上里、鶉地区からみると丘の高さと風車ブレード高が同じに感じることでの景観への影響、鶉温泉、道の駅、太鼓山、上里温泉、蛾虫温泉など観光スポット「眺望点」からの景観への影響予測につき評価すること。</p>	<p>風力発電機が視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、公的なHPや観光パンフレット等に記載される眺望の情報が掲載されている地点かつ可視領域図の可視範囲に該当する主要な眺望点を確認いたしました。</p> <p>その結果を踏まえ、16地点を景観の調査地点として選定いたしました。</p> <p>「道の駅あっさぶ」及び「太鼓山」については主要な眺望点として選定しております。</p> <p>「上里温泉」につきましては、「上里ふれあいセンター」を主要な眺望点として選定しております。「蛾虫温泉」及び「鶉温泉」については、公的HPにおいて眺望に関する情報が得られなかったことから、「道の駅江差」については、可視領域図に置いて風力発電機は地形に遮蔽され視認されないことを確認していることから、主要な眺望点に選定しておりません。</p> <p>引き続き情報収集に努め、眺望に関する情報が得られた場合には主要な眺望点への追加選定を検討いたします。</p>
24	<p>(6)人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>事業計画区域はハイキング、春の山菜、秋のキノコなど採取する道民も多い。これについても利用にあたって適切な方法により調査及び予測を行い、環境影響の有無を評価すること。</p>	<p>頂戴したご意見を踏まえて情報収集に努め、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を改めて確認いたします。情報収集の結果、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を特定した場合には適切な調査、予測及び評価を実施いたします。</p>
25	<p>(7)その他</p> <p>事業計画区域には発電所として送電線網をどのような経路で組むか、送電線路の線引き、電柱の設置箇所、高さ、色彩次第で環境への影響は少なくない。また、風況は期待値ではなく実測値を明らかにしたうえ、北電など契約年数と施設耐用年数に整合性があるか。さらに事業終了、もしくは、事業撤退した場合の施設取り壊し、森林、草地への計画前復元が懸念されることから、これらについても適切な方法、契約による確約及び予測を明らかにし、重大な環境影響の有無を評価すること。さらに工事中の相当量の残土、伐木など建設廃棄物についてその処理について具体的に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域内におきまして、送電線は可能な限り地中埋設を検討のうえ、環境に配慮いたします。</p> <p>また、風況につきましては当然事業性にもかかわることから、期待値ではなく、実測値を基にした解析を行い、算出していく予定です。なお、それらの解析データを基に、許認可をとっていくことから、耐用年数などに対する整合性についても対応していく予定です。</p> <p>事業の終了時の撤去につきましては事業期間を通じて費用の積み立てを行い、対応する方針です。</p> <p>工事の実施に伴う残土及び廃棄物については、その発生の抑制に努めるとともに、発生し</p>

(表は前ページの続き)

		た場合の処理方法等について準備書に記載いたします。
26	(8)所見 風力、地熱、水力、太陽光などの自然再生可能エネルギー事業を推進し電源を分散していくのはわが国の求めるところで当会、当ネットワークも反意は無い。しかしながら、環境影響評価方法書、環境影響評価の段階で本風力発電事業、実施計画区域での風力発電事業計画には次の3項で水環境、沿岸漁業、生態系および安全へ悪影響が生ずると懸念されるため、早期に事業可否の判断をされたい。	防災に対する内容に関しては、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮のうえ、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。なお、環境影響評価は、事業実施の可否を判断するものではなく、環境保全措置を講じることにより、周辺環境への影響を回避又は極力低減することができるかについて検証することが制度の主眼になります。そのため、調査、予測及び評価を実施し、本地域の環境に重大な影響を生じさせないために、どのような対策が重要であるかを検討したうえで、より良い事業計画策定に反映させる所存です。
27	a. 流域の林道、施業道および丘陵の土地改変は健康なブナ帯林相へダメージを及ぼし裸地増加で区域の流出率を上げ、土砂移動の増加が危惧され治水安全度を少なからず悪化させると考えられる。 また、流域は地盤が崩れやすい堆積岩もあり泥岩、礫岩層は地滑りを起こしやすく事業にあたって林道改変、風車建設などの起因で土砂災害や林道、管理用道路からの濁水の長期化が沿岸漁業に影響をあたえる懸念もある。	河川の治水環境に配慮するため、流域あたりの改変率を極力低減するため、今後の詳細設計にあたっては改変面積を可能な限り小さく留めるように留意して設計いたします。なお、林地の改変により、改変場所の流出係数が変化いたしますが、裸地に降った雨を裸地の流末に沈砂池を設置して、周辺林地に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制いたします。林道や管理道路の排水も短い区間に区切って、極力河川等からの離隔が取れる場所から周辺土壤に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制いたします。上記の対策を講じることによって、河川環境への影響を極力低減し、沿岸漁業に支障が生じないように、最大限配慮いたします。
28	b. 事業区域は風車の回転音、低周波がヒグマ、エゾシカの生活攪乱や森の改変で森林植生への被圧、彼らの好餌部消滅など影響は少なくないと考えられ、回避行動が市街地近い植林地、田畑や住民へ向かい人的被害、一次産業へのポテンシャルは否定できない。	ヒグマやエゾシカ等の大型哺乳類について対象事業実施区域及びその周囲での生息状況を調査により確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて、専門家等からの意見聴取や地元住民からの聞き取り等の内容も鑑み、適切な環境保全措置を検討してまいります。
29	c. 事業区域は南方、北方の植相が交わる貴重な生態系をもち天然記念物のクマガラヤオオクワガタなど鳥類と甲虫類が集積する地域特性があることから生態系の改変が危惧される。	対象事業実施区域及びその周囲の動物の生息状況及び植物相・植生の生育状況について、調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。
30	これらから、安全や生態系保全上も本風力発電計画は環境へ少なからず悪影響を与えるものと考え意見する。	いただいたご意見を踏まえ、今後、調査、予測を実施し、本風力発電計画が地域の安全や生態系保全等にどのような影響を及ぼすかについて適切に評価いたします。

(意見書3)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
31	要約書 P15、新設道路予定の山道を歩いたことあります。具体的には風力発電機 No. 5、No. 4、No. 8、No. 10、No. 11、No. 12 の予定地は、過去、実際に歩いています。その経験から言うと「本当にあの場所に大きな風車を立てるの?」「風車を運び込むための新設道路を作るにはどれほどの大工事になるのだろうか?」というのが率直な感想です。 今回の評価書では道路部の土量は算出されてい	今後、測量調査や環境影響評価の現地調査、予測、評価を行うとともに、それを基に設計を進めてまいります。その中において、発生する土量や伐採量なども分かってくるものと考えております。

(表は前ページの続き)

	<p>ませんが、膨大な量になるのではないかと想像します。同時に伐採・伐根される樹木の本数もかなりの量となり、豪雨になった際の山の保水力低下が心配です。</p> <p>下記の理由と合わせ、工事を進めるべきではないと意見します。</p>	
32	<p>私の自宅は厚沢部町字鶉の中でも見晴らしの良い丘の地区にあります。計画の風力発電機の配置と諸元から、自前で配置した場合の景観をシミュレーションしてみました。驚くことに計画されている 12 基すべての風車が(そのうち 11 基はハブが)見えることがわかりました。</p> <p>最大でブレードの先端までが 172.5m、ハブ高さが 114m と現在の陸上風車として最大クラス。効率を求める理由から大型化の傾向なのは理解しますが、稼働した場合の騒音は非常に心配です。とくに風力発電機 No. 12 は私の自宅から 1.9km と近く、この場所に巨大な風車が建てられることには強く反対します。</p> <p>また、風力発電機 No. 11 建設予定地から最短の住宅までは 0.8km と超近距離であり、同じ鶉町内会の住人としても非常に心配なので、町内会としての反対意見を出すべきではないかと、町内会長や、町内会所属の 2 名の町議会議員に要望することを考えています。</p> <p>巨大な風力発電機を住宅近くに建設するべきではありません。</p>	<p>風力発電機 No. 11 建設予定地から約 0.8km の住宅付近で騒音調査を実施する予定です。現地調査結果を踏まえ風力発電機の稼働後の騒音の予測を行い、風車騒音の影響に配慮した事業計画を検討いたします。</p>
33	<p>景観について。自宅のすぐ近くの同じ地区で飲食店を営んでいます。店に来てくださるお客様は景色の良さを楽しみに来てくださる方も多く、多数の風車が視界に入る景観は商売の上でも望ましくありません。</p> <p>予定配置での風力発電機の建設には反対します。</p>	<p>眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p>

(意見書 4)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
34	<p>I 基本的な考え方:風は地域の財産</p> <p>地域住民は冬期間、雪を伴う強い西風に悩まされてきました。この風をエネルギーの視点から捉えなおし、「風は地域の地域住民の財産」と私たちは考えていますが、貴社の捉え方・考え方はいかがでしょうか。</p>	<p>風は地域の資産であると考えております。その考えのもと、地元の皆様との共生できる案件としていきたいと考えております。</p>
35	<p>II 風力発電事業について</p> <p>①位置、地形・地質での問題点</p> <p>a. 風向・風力は時々刻々と変化するため、計画的な発電が難しい。特に日本は地形が複雑で、風の乱れ度も大きい。風況調査は先進地ヨーロッパで最初に進み、1989 年に European Wind Atlas 縮尺 400 万分の 1 で公表されました。一方、日本では 1994 年に NEDO の全国風況マップが 160 万分の 1 で完成しました。しかし風は地形や構造物に大きく左右されるため、日下ほか(2000)は近隣の北檜山(現せたな) 町で 5 万分の 1「風の地図」を試作し、50m 精度の風況マップが、風力利用には必要と述べています。貴社の風況観測地点は何か所で、どのように行われているのでしょうか。風況予測の具体的方法を</p>	<p>現時点では本案件での観測塔設置場所は 1 か所となっております。</p> <p>基本的に複雑地形におきましては半径 2 km の予測が可能とされております。今後、環境影響調査の結果を基に風車の配置を見直す可能性があります。必要に応じて観測場所を増やすことも検討しております。</p> <p>観測データを風況専用のソフトウェアに入力し、シミュレーションすることで、3 次元的に予測を行っております。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>提示いただきたい。また、風の挙動は3次元的であるが、貴社の風況予測に、3次元的な検討はなされているのでしょうか。いないのならば、その理由と発電量への影響について、お示しいただきたい。</p>	
36	<p>b. 資材の設置および輸送にあたり、樹木伐採の面積はいかほどでしょうか、加えて、道路新設や拡張にあたる地形改変で、舗装・コンクリート被覆地や裸地の出現について、2万5千分の1地形図で提示いただきたい。裸地に植林・張芝等を実施予定の場合には、それも明記いただきたい。</p> <p>設置場所の整地、および道路新設・拡張による地形改変で発生する土砂量はいかほどでしょうか。その残土処理はどのようになされるのか、お示しいただきたい。また、発生土砂にヒ素などが含まれる可能性があると思うが、その調査を是非とも実施して頂きたい。</p>	<p>今後、測量調査や環境影響評価の現地調査、予測、評価を行うとともに、それを基に設計を進めてまいります。その中において、樹木の伐採面積など分かってくるものと考えております。</p> <p>道路などの改変区域や緑化範囲につきましては準備書以降の段階でお示しできるものと考えております。</p> <p>また発生土量につきましても今後の設計の段階でお示ししたく考えております。仮に残土が発生する場合には外部事業者へ委託のうえ、適切に対応してまいります。</p>
37	<p>②風車による騒音・低周波音と健康被害：町民説明会での資料22ページによると、騒音被害を直接受ける可能性のある範囲は厚沢部市街地の大部分を含み、全人口3300人のうちの半数以上が影響を受けると予想されます(しかも大型風車であるにもかかわらず距離は最短0.8km)。そして今後、「少なからず住民が健康被害を受ける可能性があること」を住民が理解し、「推定される(加えて不測の)環境影響を許容できるかどうか」を住民が自ら判断できるかどうかが大きな課題になってきます。従って、今後の調査によって以下のことが明確に全町民に提示されなければならないと考えます。</p>	<p>説明会資料22ページでお示したのは、騒音・超低周波音、振動の調査地点で、現時点で騒音被害を直接受ける可能性のある範囲とは言えません。ただ、調査地点を配置したのは影響を受ける可能性があるからである、と認識されたものと理解しております。</p> <p>ご意見いただきました通り、住民の皆様に適切にご判断いただけるよう、準備書においては調査結果及び予測に使用した条件をお示しいたします。</p>
38	<p>a. 風力発電稼働時のカットイン風速とカットアウト風速を示して頂きたい。</p>	<p>風力発電稼働時のカットイン風速とカットアウト風速は次の通りです。</p> <p>カットイン風速 : 3m/s          カットアウト風速 : 32m/s</p>
39	<p>b. WHOの夜間騒音の室内基準は30dBであるが、計画段階での最も近い住宅での予想される騒音はいかほどでしょうか。</p>	<p>稼働後の騒音は、現状の騒音に風力発電機の稼働によって付加される騒音を加えることで求めますので、予想される騒音は現地調査を実施していない現時点ではお答えすることができません。風力発電機から約0.8kmの最も近い住宅付近でも現地調査を実施する予定ですので、その結果は準備書において指針値等との比較を含めお示しいたします。</p>
40	<p>c. 環境省が2010年に行った騒音及び低周波音による苦情等の発生に関する調査によると、回答があった389か所の風力発電施設のうち、53か所から苦情等が発生しています。しかも、苦情等の発生割合は定格出力が大きくなるほど高くなっています。環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値は、環境省環境管理局大気生活環境室が2004年6月22日に公表しており、その基準値(10%タイル値)が示されています。</p> <p>佐藤・松井(2016)の実験によると、40Hz以下の周波数域において、「最小可聴値」以下でも「気になる」反応や「圧迫感・振動感」が生じる人が1~10%程度いることが示されています。貴社は「本事業では、地域の皆様に音について広くご理解いただく必要があると考え、超低周波</p>	<p>ご意見をいただきました「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」において苦情者宅までの距離は、ほとんどが800m以内になっていますが、それより離れた場所でも苦情の例があることは承知しています。従いまして、まずは約0.8kmにある最も近い住宅付近での調査を含め現地調査を実施したうえで適切に予測したいと考えております。</p> <p>超低周波音では、「超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書(昭和55年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究)」において、「わからないレベル」、「気にならないレベル」、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」などが示されていますが、感じ方には個人差があることも承知していますので、苦情があった場合は、原因究明など誠意をもって対応させていただく所存です。</p>



(表は前ページの続き)

	音を含めて実施し・・・」とあるように、低周波音による健康被害を防ぎたいと考えていると推察していますが、貴社の低周波音による「圧迫感・振動感」「不眠」などの苦情があった場合の具体的対応について、示していただきたい。	
41	d. 風車の影とシャドーフリッカー ローター直径が 100m を超える大型風車であるため、光過敏性発作の危険性は少ないと思われるが、「気になる」反応や「圧迫感・威圧感」「不眠」などが生ずることは十分に考えられます。このような苦情・訴えがあった場合の具体的対応について、お示し頂きたい。	風車の影は、住居付近では朝夕の一定時間帯のみかかるものです。また、地形のデータを基に計算した影がかかる範囲に入っている、実際には手前の樹木や建物、また住居の窓の向きによっては、居住場所まで影はかからないこともあります。 風車の影による苦情があった場合は、現地を確認し必要な対策を検討いたします。
42	e. 騒音・超低周波音の調査方法 音量の事前予測は、風力発電資材の製造元が示すデータを用いて机上のシミュレーションによって得るとのことですが、複雑な地形による反響、他の風力発電施設による干渉、あらゆる気象下での音量変化の可能性などを検討するには大型またはスーパーコンピューターでの予測が不可欠ではないでしょうか。それを行わないとすると、その理由は何かをお示しください。	机上のシミュレーションにおいては、風力発電機メーカーから入手した発生源データを基に、地形の影響、他の風力発電機からの騒音の複合影響を加味し、最も音が伝わりやすい気象条件で実施いたします。使用する計算機はこれらの条件を基にしたシミュレーションを行うのに必要な能力を有しています。 発生源の音量は、風力発電機メーカーが、国際規格に基づき実機を用いて実測したデータであり、シミュレーション段階においては最も信頼できるデータとなります。 最も音が伝わりやすい気象条件で実施するという事は、最も影響を受けやすい条件でシミュレーションすることを意味していますので、予測結果は最大値となり、いわゆる安全側の予測となります。
43	③動植物への影響 a. 動物、植物及び生態系の調査・予測については、予定通り進めていただきたい。	動物、植物及び生態系の調査・予測については、方法書にてお示ししている手法、フローを踏まえつつ、現地状況等も考慮しながら適切に進めてまいります。
44	b. 特に、近年ヒグマの増加と活動による、人間生活への影響が多々発生しているため、事業実施区域とその周辺地域における、ヒグマの経年変化を調べていただきたい。	ヒグマを含む大型哺乳類について対象事業実施区域及びその周囲での生息状況は、調査により確認に努め、その結果を踏まえ、必要に応じて、専門家等からの意見聴取や地元住民からの聞き取り等の内容も鑑み、適切な環境保全措置を検討してまいります。
45	Ⅲ 総合的な観点から ①巨大風車群は「住民の住民による住民のため」なのでしょうか。 作られた電気はどこへ行き、誰が使うのでしょうか。 ②緊急時・災害時に住民が使えるような、バッテリーシステムなどをぜひ構築して頂きたい。 ③騒音や健康被害の訴えには、即座に対応いただきたい。 ④騒音・低周波音や影の影響がある地域の人へ「夜間電力を無料にする」などの配慮を検討いただきたい。 以上、ご検討の程よろしくお願いたします。	① 風力発電機を設置することで、より多くの再生可能エネルギーによる電力を供給することが可能となり、国・道・町の施策に貢献することを目的に事業を計画いたしました。厚沢部町の風資源を活用して発電を行うことに鑑み、地元への貢献についても厚沢部町や地元の皆様とも相談しながら引き続き、検討してまいります。なお、発電した電気については、北海道電力の系統連系へ送電を行いますので、当事業で発電した電力は北海道もしくは国内において配電されるものと考えております。 ② 蓄電池の設置も含め、地元の災害対策への貢献について厚沢部町や地元の皆様とも相談しながら検討してまいります。 ③ 被害の訴えを受けた際は、速やかに原因を調査の上、本事業による影響であると判明した場合は真摯に対応してまいります。

(表は前ページの続き)

		<p>④ ①の見解のとおり、発電した電力は北海道電力へ送電するため、電力の無償化について弊社では対応が難しいものの、本事業での地域貢献方法に関して、厚沢部町や地元の皆様とも相談しながら検討してまいります。また、環境影響評価での現地調査、予測及び評価の結果を踏まえ、騒音・低周波音、風車の影による影響に配慮した事業計画を検討してまいります。</p>
--	--	---

(意見書 5)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
46	<p>以下の文章を転載する場合、要約せず、文章をそのまま載せてください。</p> <p>■保健保安林 対象事業実施区域の西側の太鼓山一帯は保健保安林に指定されています。その一部は対象事業実施区域と重なります。太鼓山の遊歩道から風車群までの距離が近すぎます。人々の保健休養、癒しの場としての保健保安林の機能を損なうものです。 土地の改変によって流出した土砂やシルトが俄虫沢を埋め、春の山野草、とりわけエゾノリュウキンカの大群落が消滅することが危惧されます。</p>	<p>保健保安林機能にも配慮した事業計画となるよう努めてまいります。 対象事業実施区域周辺で確認されているエゾノリュウキンカの群生地について、植物相調査において分布状況の把握に努め、土砂流出による影響に留意した事業計画の策定に努めてまいります。</p>
47	<p>■土砂流出防備保安林 対事業実施区域内の国有林は土砂流出防備保安林に指定されています。伐採に伴う土壌維持機能の低下が危惧されます。 風車ヤードとアクセス道路を作るために大量の樹木が伐採されます。風車の多くは地盤の弱い細尾根や遷急線の近くに配置されます。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。 本事業は遷急線近くの樹木を大規模に伐採し、土地を改変するものであり、土砂災害の素因を作るものです。 計画の撤回を求めます。</p>	<p>防災に対する内容に関しては、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。 今後、準備書段階におきましてはそれらの保全措置などにつきましても準備書以降の段階にてお示しできるかと考えております。</p>

○日刊新聞紙における公告

令和6年2月29日(木)北海道新聞(朝刊)及び函館新聞(朝刊)

<p>「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)厚沢部風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。</p>	<p>一、事業者の名称 厚沢部風力開発株式会社 代表取締役 松本 智 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号</p>	<p>二、事業所の所在地 厚沢部風力発電事業 (仮称)厚沢部風力発電事業 風力発電所設置事業(陸上) 発電設備出力・最大四万八千キロワット (基数・最大十二基)</p>	<p>三、対象事業実施区域 北海道檜山郡厚沢部町</p>	<p>四、環境影響を受ける範囲 北海道檜山郡厚沢部町</p>	<p>五、縦覧の場所・時間 厚沢部町役場、江差町役場、北海道檜山振興局保健環境部環境生活課 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時</p>	<p>電子縦覧 期間 <a href="https://data.iwd.co.jp/info/essabu/">https://data.iwd.co.jp/info/essabu/</a> 令和六年二月二十九日(木)から 令和六年四月一日(月)まで</p>	<p>六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見を お持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を ご記入のうえ、令和六年四月十五日(月)までに縦覧場所に備え 付けておきます意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご 郵送ください(当日消印有効)。</p>	<p>七、住民説明会の開催を予定する場所・日時 一、厚沢部町民交流センター(厚沢部町新町一八一番地六) 令和六年三月十二日(火) 十八時から 二、厚沢部町鶴地区研修センター(厚沢部町鶴町二二五番地四) 令和六年三月十三日(水) 十八時から 三、厚沢部町館地域振興センター(厚沢部町館町一七一番地) 令和六年三月十四日(木) 十八時から 四、江差町小黒部寿の家(江差町小黒部町一六一番地) 令和六年三月十五日(金) 十五時から</p>	<p>八、問い合わせ先 厚沢部風力開発株式会社 〒一〇〇六〇一五 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 霞が関ビルディング十五階(日本風力開発株式会社内) 電話 〇三(三五一九)七四八一 土・日・祝日を除く、九時三十分から十七時三十分まで (担当 長谷川)</p>
---	--	--	----------------------------------	------------------------------------	--	--	---	--	---

○広報による公告

広報あっさぶ（令和6年3月号 Vol.723）

## 【(仮称)厚沢部風力発電事業 環境影響評価方法書】の 縦覧及び住民説明会のお知らせ

厚沢部風力開発株式会社が計画する「(仮称)厚沢部風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに、住民説明会を開催いたします。

### 【縦覧について】

- 事業名称：(仮称)厚沢部風力発電事業
- 対象事業実施区域：北海道檜山郡厚沢部町
- 縦覧場所：厚沢部町役場1階
- インターネットによる公表

<https://data.jwd.co.jp/info/assabu/>

- 縦覧期間：令和6年4月1日(月)まで
- 意見書受付期間：令和6年4月15日(月)まで
- ※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・

氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付期間終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

- 縦覧・意見書受付時間：土日祝日を除く開庁時

### 【住民説明会について(開催日時、会場)】

- ・3月12日(火) 18時から 町民交流センター
- ・3月13日(水) 18時から 鶉地区研修センター
- ・3月14日(木) 18時から 館地域振興センター

### ■お問い合わせ先

厚沢部風力開発株式会社

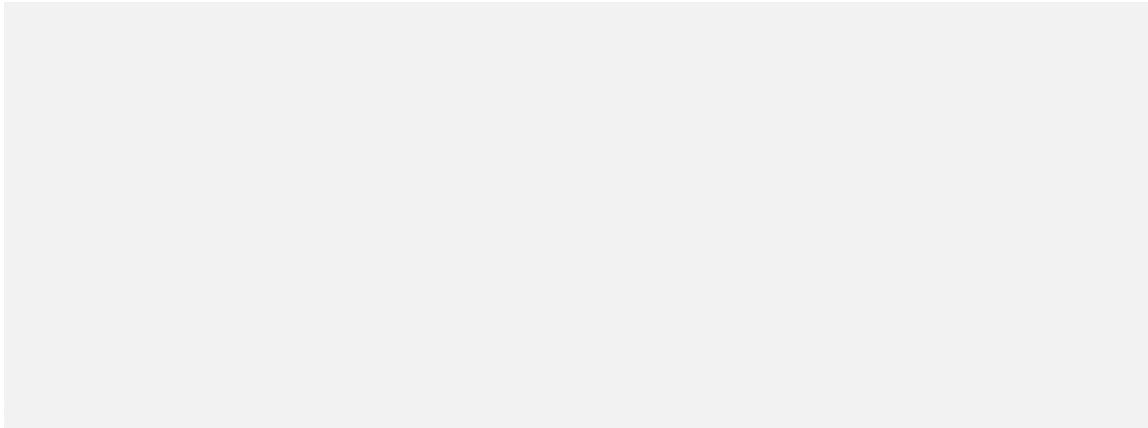
住所：〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング15階

担当：長谷川（土・日・祝日を除く、9時30分から17時30分まで） 電話：03-3519-7481



○広報による公告

広報えさし (令和6年3月号)



持  
牌

まちからのお知らせ

まなびたい  
図書館へ行こう

まちからの報告

まちの出来事

法テラス江差通信  
道立江差病院

**(仮称)厚沢部風力発電事業  
環境影響評価方法書の縦覧  
及び住民説明会のお知らせ**

縦覧場所 江差町役場2階 総務課

インターネットによる公表

下のQRコードより  
ご確認ください↓



縦覧期間 2月29日(木)から

4月1日(月)

※土・日、祝日を除く開庁時  
受付期間 2月29日(木)から

4月15日(月)

※土・日、祝日を除く開庁時  
意見方法 ご意見は、受付期間終了

日までに、総務課備え付  
けの意見書箱にご投函い  
ただくか、お問い合わせ  
先へご郵送ください(当  
日消印有効)

**住民説明会**

日時…3月15日(金)午後3時から  
場所…小黒部寿の家

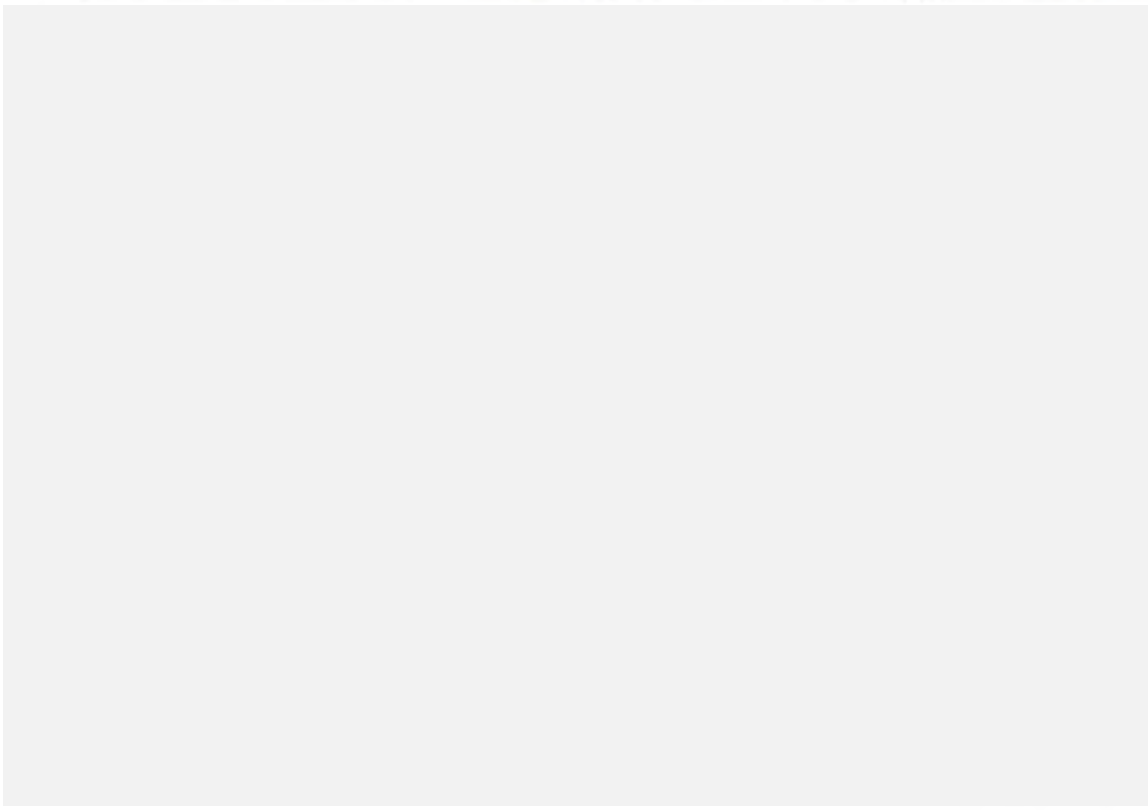
**【お問い合わせ先】**

厚沢部風力開発株式会社

(☎)03-3519-1748

○住所…東京都千代田区霞が関  
3丁目2番5号 霞が  
関ビルディング15階

○担当…長谷川(土・日、祝日を除く、午前9時30分から午後5時30分まで)



○町内会へのチラシ配布（江差町小黒部地区町内会）

## 「(仮称) 厚沢部風力発電事業 環境影響評価方法書」 の縦覧及び説明会について（ご案内）

厚沢部風力開発株式会社が計画する「(仮称) 厚沢部風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、住民説明会を実施いたします。

- 事業名称：(仮称) 厚沢部風力発電事業
- 事業者：厚沢部風力開発株式会社

### 【縦覧について】

- 縦覧場所：厚沢部町役場
- 縦覧期間：令和6年2月29日（木）～4月1日（月）  
※時間は、土・日・祝日を除く役場開庁時
- 意見書受付期間：令和6年2月29日（木）～4月15日（月）  
※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所、氏名、内容を記入の上、上記期間内に、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函もしくは、下記お問い合わせ先までご郵送（4月15日の消印有効）でご提出ください。

### 【説明会について】

- 日時：令和6年3月15日（金）15時～
- 場所：小黒部 寿の家（江差町小黒部町101）

### 【お問い合わせ先】

- 住所：〒100-6015 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング15階  
（日本風力開発（株） 内）
- 担当：長谷川（土・日・祝日を除く、9時30分から17時30分まで）
- 電話：03-3519-7481
- HP(電子縦覧先)： <https://data.jwd.co.jp/info/assabu/>

○インターネットによるお知らせ

(北海道のウェブサイト)

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価 > 法104\_(仮称)厚沢部風力発電事業

### 法104\_(仮称)厚沢部風力発電事業

ページ内目次 事業の概要 配慮書 方法書

#### 事業の概要

**事業者**  
厚沢部風力開発株式会社

**事業の種類**  
風力発電所

**事業の規模**  
最大48,000kW

**事業実施区域**  
厚沢部町

**関係市町村**  
厚沢部町、江差町

**配慮書**  
環境影響評価法による第二種事業であり、配慮書手続きなし。

**方法書**

**縦覧**

**公表日**  
令和6年(2024年)2月29日

**縦覧期間**  
令和6年(2024年)2月29日～令和6年(2024年)4月1日

**一般意見提出期限**  
令和6年(2024年)4月15日

**縦覧場所**

- 厚沢部町役場
- 江差町役場
- 北海道徳山振興局保健環境部環境生活課

**インターネットによる公表**  
事業者ウェブサイト

**説明会**

場所	日時
厚沢部町/厚沢部町市民交流センター	令和6年(2024年)3月12日(水) 18:00～
厚沢部町/厚沢部町緑地センター	令和6年(2024年)3月13日(木) 18:00～
厚沢部町/厚沢部町地域センター	令和6年(2024年)3月14日(金) 18:00～
江差町/江差町小黒町の家	令和6年(2024年)3月15日(土) 15:00～

**知事意見**

**カテゴリ** お知らせ > 環境影響評価 >

環境保全局環境政策課のカテゴリ 環境影響評価 >

**このページに関するお問い合わせ**

環境保全局環境政策課 環境影響評価係  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL: 011-204-5981  
FAX: 011-232-1301

[お問い合わせフォーム](#)

最終更新日: 2024年2月29日(木曜日)



(厚沢部町のウェブサイト1)

世界一素敵な道産のまち・厚沢部町

本文へ 文字サイズ 標準 拡大 背景色 白 黒 青
電話を選択
① 大事なお知らせ

組織でさがす よくある質問 お問い合わせ

暮らし・手続き
しごと・産業
観光
町政情報

現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > 本庁 > [政策推進課](#) > 「(仮称)厚沢部風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会のお知らせ

歴史と [トップページ](#) > 「(仮称)厚沢部風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会のお知らせ

## 「(仮称)厚沢部風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会のお知らせ

ページID : 0008159  
更新日 : 2024年2月21日更新  
[印刷ページ表示](#)

厚沢部風力開発株式会社が計画する「(仮称)厚沢部風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに、住民説明会を開催いたします。

❗ 大事なお知らせ

休日当番表情報 [3月](#)

診療情報 [3月](#)

住民税均等割のみ課税世帯及び低所得子育て世帯に対する重点支援給付金について

令和5年度厚沢部町郷土資料館講座のお知らせ

(申請期限にご注意を！) 子育て支援給付金(町独自事業分)について

AI (人工知能) はこんなページをおすすめします

- [「\(仮称\)北海道檜山沖洋上風力発電事業に係る「計画段階環境配慮書」縦覧のお知らせ](#)
- [診療情報 2月](#)
- [診療情報 3月](#)
- [佐藤正秀町長より「年頭のご挨拶」](#)

### 事業名称

(仮称)厚沢部風力発電事業

### 対象事業実施区域

北海道檜山郡厚沢部町

### 縦覧場所

厚沢部町役場 (1階ロビー)

### インターネットによる公表

2月29日から下記URLより閲覧可能となります。  
<https://data.jwd.co.jp/info/assabu/>

### 縦覧期間

令和6年2月29日(木曜日)～令和6年4月1日(月曜日)

### 意見書受付期間

令和6年2月29日(木曜日)～令和6年4月15日(月曜日)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付期間終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。



(厚沢部町のウェブサイト 2)

**住民説明会 (開催日時、会場)**

- ・令和6年3月12日 (火曜日) 18時から 町民交流センター (厚沢部町新町181-6)
- ・令和6年3月13日 (水曜日) 18時から 鶴地区研修センター (厚沢部町鶴町225-4)
- ・令和6年3月14日 (木曜日) 18時から 鶴地域振興センター (厚沢部町鶴町171)

**問合せ先**

厚沢部風力開発株式会社  
住所：〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング15階  
担当：長谷川 (土・日・祝日を除く、9時30分から17時30分まで)  
電話：03-3519-7481

**このページに関するお問い合わせ先**

[政策推進課](#) 政策推進係  
庁舎1階  
Tel：0139-64-3312 Fax：0139-67-2815  
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

✕ ポスト    いいね！    シェアする    LINEで見る

(当社のウェブサイト1)



## 「(仮称)厚沢部風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表について

2024年2月29日  
厚沢部風力開発株式会社

環境影響評価法第5条の1に基づき、(仮称)厚沢部風力発電事業 環境影響評価方法書(以下、「方法書」)並びに同方法書の要約書(以下、「要約書」)を作成しましたので、同法第7条の規定に基づき公表します。

### 縦覧について

縦覧期間	2024年2月29日(木)から2024年4月1日(月) ※いずれも、上・日・祝日を除く開庁時
縦覧場所	・厚沢部町役場 ・江差町役場 ・北海道檜山振興局

### 住民説明会について

- 日時：2024年3月12日(火) 18時から  
会場：厚沢部町 町民交流センター(北海道檜山郡厚沢部町新町181-6)
- 日時：2024年3月13日(水) 18時から  
会場：厚沢部町 鶴地区研修センター(北海道檜山郡厚沢部町鶴町225-4)
- 日時：2024年3月14日(木) 18時から  
会場：厚沢部町 鶴地域振興センター(北海道檜山郡厚沢部町鶴町171)
- 日時：2024年3月15日(金) 15時から  
会場：江差町 小黒部寿の家(北海道檜山郡江差町小黒部町161)

※住民説明会参加の際は、受付において手指の消毒、名簿への記入(住所/氏名/連絡先(電話番号))にご協力をお願いします。  
ご協力いただけない場合は参加をお断りすることがございます。  
なお、マスクの着用は個人の判断にゆだねておりますが、感染防止のため着用を推奨しております。

### 意見書の提出について

意見書提出方法	縦覧場所に設置の意見書箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください
意見募集期間	2024年2月29日(木)から2024年4月15日(月)
意見書様式	<a href="#">ご意見用紙のダウンロードはこちら</a>

(当社のウェブサイト2)

## 方法書の内容

- [表紙と目次](#)
- [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
  - [3.1 自然的状況](#)
  - [3.2 社会的状況](#)
- [第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
  - [4.1 環境影響評価の項目の選定](#)
  - [4.2 調査、予測及び評価の手法の選定](#)
- [第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [資料編](#)
- [方法書\(要約書\)](#)
- [ご意見書のダウンロードはこちら](#)

## お問い合わせ先

担当	厚沢部風力開発株式会社 (担当 長谷川)
住所	〒100-6015 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング15階 (日本風力開発株式会社 内)
電話	03-3519-7481
営業時間	平日 9時30分 ~ 17時30分 (土・日・祝日は除く)

※なお、印刷及びダウンロードはできません。

- 方法書の著作権は事業者等が所有しています。
- 「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業案内                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電所とは</li> <li>・ 陸上風力発電所を構成する設備</li> <li>・ 洋上風力発電所を構成する設備</li> </ul> </li> <li>▶ 発電所の開発について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 洋上風力発電への取組み                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今、期待される洋上風力への取組み</li> <li>・ 日本風力開発の洋上風力発電プロジェクト</li> <li>・ 洋上風況観測塔について</li> <li>・ 風況観測及び風況調査について</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 開発実績                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総発電容量</li> <li>・ 陸上風力                             <ul style="list-style-type: none"> <li>国内一覧</li> <li>海外一覧</li> </ul> </li> <li>▶ 数字で見る風力発電市場</li> <li>▶ 風力発電ビジネスの将来性</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業情報                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メッセージ</li> <li>・ 会社概要</li> <li>・ 沿革</li> <li>・ 拠点一覧</li> <li>・ グループ企業</li> </ul> </li> <li>▶ 採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ お知らせ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ FAQ</li> <li>▶ お問い合わせ</li> <li>▶ プライバシーポリシー</li> <li>▶ サイトポリシー</li> </ul> </li> </ul>
---	---	--	---	--

日本風力開発株式会社

Copyright©Japan Wind Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

○ご意見記入用紙

「(仮称) 厚沢部風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所 \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。


注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。  
注2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。